

2026年 6月 1日

患者・家族さま

医療法人来光会

尾 洲 病 院

厚生労働省告示に基づく「身体拘束最小化推進体制に関わる掲示事項」

$$\text{身体拘束の実施割合} = \frac{\text{身体拘束を実施した日数}}{\text{入院算定日数}}$$

当療養病棟における直近(3か月)の身体拘束患者割合 4.88%

医療法人来光会 尾洲病院における身体拘束の身体拘束の最小化に関する考え方

尾洲病院では、原則として身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は利用者本人または家族に対して同意を得た上で、切迫性・非代替性・一時的の三つの要件に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録します。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

以上

厚生労働省告示に基づく「厚生労働大臣が定める掲示事項」

《標榜診療科》

内科・外科・呼吸器科・循環器科・小児科・消化器科・肛門科・整形外科・リウマチ科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科

〈1〉入院基本料に関する事項

A病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）では、一日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。

B病棟（回復期リハビリテーション病棟入院料1）では、一日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は18人以内です。

C病棟（療養病棟入院基本料1）では、一日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ・夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は26人以内です。
- ・深夜1時～朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は26人以内です。

〈2〉明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

〈3〉当院は東海北陸厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 基本診療料の施設基準に係る届出

- 療養病棟入院基本料1
- 療養病棟療養環境加算1

- 回復期リハビリテーション病棟入院料（1）
- 患者サポート体制充実加算
- 機能強化加算
- 診療録管理体制加算 3
- データ提出加算
- 感染対策向上加算 3
- 認知症ケア加算 3
- 入院時食事療養 1

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ニコチン依存症管理料
- 糖尿病合併症管理料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- がん治療連携指導料
- 検体検査管理加算（I）
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- コンタクトレンズ検査料 1
- CT撮影及びMRI撮影
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- 二次性骨折予防継続管理料 2
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 酸素の購入単価
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料

3) 入院時食事療養

- 入院時食事療養（I）

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。また、予め定められた日には提示する複数のメニューからお選びいただける「選択メニュー」を実施しています。

4) その他

- 酸素単価

〈4〉 保険外負担について

「療養の給付と直接関係の無いサービス」について、別に掲示する内容で保険外負担を
いただいております。

〈5〉 その他

ご意見・ご相談等について

ご意見箱として「明日の声」をご用意しています。また、8:30～18:00 時の間は、総合相談コー
ナー（担当 川浦・柴山・足立）にて承っております。

医療法人 来光会 尾洲病院
0586-51-5522

2025年4月1日

患者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院
病院長 脇田 久

初診料の機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として、次のような診療を行います。

- 他の医療機関で処方されたお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理を行います。
- 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じて専門の医療機関をご紹介します。
- 介護保険の利用に関する相談に応じます。
- 必要に応じ、訪問診療や往診に対応します。
- 体調不良時等、患者様からの電話による問い合わせに対応しています。

連絡先 医療法人 来光会 尾洲病院

電話番号 0586-51-5522 (代表)

患者様・ご家族様へのお願い

▷他の医療機関を受診される場合、お急ぎの場合を除き、担当医にご相談ください。

お急ぎの場合に、他の医療機関を受診した場合には次に当院を受診した際にその旨お知らせください。(他の医療機関でもらわれたお薬の内容などもお知らせください)

▷受診時にはお薬手帳をご持参ください。

▷健康診断の結果については、主治医にお知らせください。

以上

2025年4月1日

来院者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

マイナ保険証による オンライン医療情報の確認について

当院ではマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。この仕組みは、医療機関同士の連携による適切な診療や医療費の抑制に寄与するものです。マイナンバーカードで認証いただくことで、以下の情報の取得、活用が可能になり、その活用により質の高い医療の提供に努めております。

- 健康保険証の資格の有無
- 過去の薬剤情報
- 特定健診の情報
- 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証の情報
- 特定疾病療養受領証の情報

● 診療報酬上の加算について

初診時に『医療情報取得加算』 1点

再診時に『医療情報取得加算』 1点（3ヶ月に1回に限る）

お問い合わせ先：当院受付窓口または TEL:0586-51-5522(代表)

(厚生労働省ホームページでも詳しくご覧いただくことができます。)

以上

2025年4月1日

患者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について

当院ではコンタクトレンズを装着するための検査を行っています。検査に係る費用等については下記の通りです。また、内容等についてご不明な点等がございましたら、遠慮無くお申し出ください。

1. 初診料と再診料について

初診料： 371点

再診料： 75点

診療報酬上の加算について

初診時に『医療情報取得加算』 1点

再診時に『医療情報取得加算』 1点 (3ヶ月に1回に限る)

2. 検査料について

検査料の区分： コンタクトレンズ検査料 1

算定する点数： 200点

3. 検査を行う医師について

検査を行っている医師の氏名： 糸永 興一郎

以上

2025年4月1日

患者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

院外処方せんにおける「一般名処方」について

当院で発行する院外処方においては、一部の医薬品は『先発医薬品』か『後発医薬品(ジェネリック医薬品)』を患者さまに保険薬局にて選んでいただくことが出来るように“一般名処方”（メーカー・銘柄を指定せず記載すること）を行っております。しかし、当院が銘柄（販売名）を指定して処方する場合や後発品が存在しないお薬などに対しては、先発医薬品・一部のメーカー違いのジェネリック医薬品への変更は出来ません。

ご不明な点がございましたら、当院薬剤科、調剤薬局にてご相談いただきますようお願いいたします。

《一部の医薬品に限定する理由》

すべてのお薬は一般名（成分名）で表すことができます。しかし中には、現在ジェネリック医薬品が発売されていないもの、2～3種類の成分が混合されているもの、一般名にすることが難しいお薬もあります。当院の採用医薬品には、患者様への安全性や使用しやすさ、安定供給か可能かどうかなどについて独自の基準を設けています。

患者さまに間違いなくお薬がわたるよう・有益なお薬選びができるよう細心の注意を払って採用する薬剤を選んでいきます。今後、さらに検討を重ねることで対象の薬を増やしていきたいと考えております。

以上

2025年4月1日

外来患者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

院外処方箋の有効期限は4日間です

当院では原則として、外来で診察を受けられる患者さんには『院外処方せん』を発行し、病院の中ではなく、保険調剤薬局（「処方せん受付」という表示をしている薬局）で薬を調剤していただくことをお願いしております。これは「医薬分業」を推進している厚生労働省の基本政策でもあり、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

医薬分業とは

病院で薬を患者さんにお渡しする代わりに、診察医が診察と検査の結果に基づいて、院外処方せん（患者さんに飲んでいただく薬の種類と量を書いた文書）を発行します。患者さんは、その院外処方せんを保険調剤薬局に持参して、薬を受け取ることをいいます。

かかりつけ薬局について

複数の病院や診療科を受診し、薬をもらっている場合、薬の重複や飲み合わせに問題が生じる場合があります。それを防ぐためには、同じ保険調剤薬局で薬の管理をしてもらうことが大切です。このような行きつけの薬局のことを「かかりつけ薬局」といいます。かかりつけ薬局を決められると便利で安心です。

院外処方せんには有効期限があります。院外処方せんの有効期限は、発行日を含めて4日となっています。4日以内ならいつでも薬はもらえます。なお、都合によりご本人が行けない場合には、代理の方が院外処方せんを持参されることも可能です。有効期限が切れた院外処方せんでは薬の調剤はできませんので、再度病院に受診していただくことになります。

以上

2025年4月1日

患者 各位

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

患者サポート体制充実加算について

当院では、疾患に関する医学的な質問並びに生活上及び入院上の不安等、さまざまな相談をお伺いする窓口を設置しています。ご希望の方は総合受付のお申し出頂くか、相談コーナーまで直接お申し出ください。

また、支援体制として以下の取り組みを実施しています。

1. 相談窓口と各部門（医療相談・看護相談・医療福祉相談・お薬相談・栄養相談・医療安全等）が連携して支援しています。
2. 各部門に患者支援担当者を配置しています。
3. カンファレンスを週1回開催し、取り組みの評価を行っています。
4. 相談への対応・報告体制をマニュアル化し、職員に遵守させています。
5. 支援に関する実施を記録しています。
6. 定期的に支援体制の見直しを行っています。

なお、総合相談コーナーの受付時間は、日曜・祝日を除く9時から18時（土曜日は17時）までです。

《担当者》

川浦・柴山・足立

以上

2025年4月1日

患者 各位

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

医療法人 来光会
尾 洲 病 院

当院では看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っています。

1. 業務量の調整

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整

2. 看護職員と他職種との業務分担

- ・薬剤師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・放射線技師

3. 看護補助者の配置

- ・介護職員の増員

4. 多様な勤務形態の導入

- ・短時間勤務の活用

5. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・夜勤の減免制度 ・休日勤務の制限制度
- ・他病棟等への配置転換

6. 夜勤負担の軽減

- ・夜勤後の暦日の休日の確保

以上